

東紀州環境施設組合公告第1号

令和5年4月14日

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名 東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年12月27日まで
- (4) 履行場所 東紀州環境施設組合管内
- (5) 見積限度額 52,745,000円（消費税及び地方消費税を含む）
(令和5年度：34,793,000円、令和6年度：17,952,000円)

2 公募型プロポーザル参加資格要件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加申請書の提出日現在において、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 組合構成市町（尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町のいずれか）の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - ウ 組合構成市町の建設工事等に係る資格（指名）停止措置要領等に基づく資格（指名）停止期間中でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
 - オ 「東紀州環境施設組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」に基づく措置要件に該当する者でないこと。
 - カ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (2) 過去10年間（平成25年4月1日以降）において、元請けとして同種業務の完了実績（※1）を有すること。
- (3) 別紙「仕様書」のとおり、管理技術者、照査技術者及び担当技術者にそれぞれ適当な有資格者を配置できること。また、それらの者については、(2)と同様の実績を有するものであること。

※1 「同種業務の完了実績」は、平成25年4月1日以降に契約履行が完了した業務の内、下表のとおり。

同種業務	<p>過去 10 年間（平成 25 年 4 月 1 日以降）に地方自治体が発注した一般廃棄物（ごみ）処理施設を対象とする事業者選定支援（アドバイザー）業務の完了実績を有すること。</p> <p>※設計と施工及び運営（維持管理）を一括で整備する事業に係る事業者選定支援業務を同種業務とし、長期包括的運営委託（運転・維持管理のみ）の発注者支援の実績は含まない。</p>
------	--

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

東紀州環境施設組合 業務係

〒519-3671 三重県尾鷲市矢浜 3 丁目 2 番 3 号

TEL 0597-49-0080

FAX 0597-49-0081

E-mail higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp

(2) プロポーザル参加申請書等の提出

ア 提出先

(1) に同じ

イ 提出期限

令和 5 年 4 月 28 日（金）午後 5 時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合においては、組合への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間内に到達したものを有効とする。

(3) 提案書及び見積書の提出

ア 提出先

(1) に同じ

イ 提出期限

令和 5 年 5 月 16 日（火）午後 5 時まで

ウ 提出方法

持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合においては、組合への送達が可能である書留等によるものとし、提出期間内に到達したものを有効とする。

4 評価の手續及び優先交渉権者の決定

提出された提案書等について、「東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務プロポーザル審査委員会」において、下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を優先交渉権者として決定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

なお、応募者が多数の場合は、第2次審査対象者を5者以内に選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

実施日 令和5年5月中旬～5月下旬 ※後日通知

実施会場 〒519-3616 三重県尾鷲市中村町10-41

尾鷲市立中央公民館 3階大会議室 【予定】

5 注意事項

(1) 提出されたすべての書類は返却しない。

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出期限までに提案書等が提出されない場合

イ 提案書等に虚偽の記載があった場合

ウ 正当な理由がなく、第2次審査に不参加又は遅刻した場合

(3) 本プロポーザルに係るすべての費用は参加者の負担とする。

6 その他

(1) 手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) その他詳細

「東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務プロポーザル実施要領」による。